

◎開会の宣告

(午前10時01分)

○議長（齋藤邦夫君） どうも、おはようございます。

定足数に直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第68号の質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、議案第68号 只見町地域防災計画の変更についてを議題とします。

朗読を省略します。

これから質疑を行います。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） この地域防災計画については、担当課長から常任委員会でよく説明を受けてわかったつもりであります。地域防災計画の必要性は非常にこう、大切でありまして、前回の洪水の際にも、改正前とはいいながら非常によくできたものでありました。それを執行するか、執行する、実施するということについては、いくら良いものでも、それによって作業を実行しなければならないものだと思いますが、その辺を踏まえましてうえでお伺いをします。

水防法の10条・11条・12条・13条・14条。この辺を、只見川がその河川に指定されるかどうかについて、常任委員会では指定されるということを承知しておりますが、尚、本会議で確認したいと思いますのですが、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） ただ今のご質問であります。これにつきましては常任委員会でご説明をさせていただいた折に申し上げました。これにつきましては、平成26年6月30日に、第4回の只見川圏域の河川整備計画協議会が開催をされましたが、その折に福島県が作成をした資料で説明をさせていただきたいと思っております。只見川河川整備計画。治水対策、ハード対策につきましては、緊急性の高い箇所から実施をするということになっております。しかしながら、この治水対策が完了するまでの間、地域住民の命を守るための対策、いわゆるソフト対策が必要だという認識をお示しになっております。具体的には、知識と意識の向

上に向けた対応ということで、基礎知識となる情報の公開、只見川を水位周知河川に指定し、危険水位等を設定するということが、先ほどおっしゃいました水防法の13条ということかと思えます。併せまして、過去の最大流量や整備計画の整備目標流量が氾濫した場合の浸水区域の情報を市町村に提供するということが計画に盛り込まれてございます。そのほかに、こういった迅速かつ適正な情報の提供ということで、ライブカメラによる現況の情報を逐次提供するとか、量水標の設置による水位情報の提供をすると、こういったことも記載をされてございます。併せましてあの、迅速且つ適切な情報の提供ということで、河川情報、降雨、ダム放流等の迅速な情報提供。これがございます。河川情報、降雨、ダム放流等の情報は、これまでそれぞれの管理者が個別に公表をしてきましたが、今後は利水ダムが連続する特異な状況にある只見川につきましては、利水関係者等と連携をして、よりわかりやすい情報となるよう取り組んでまいりますということも示されております。その後のことになろうかと思えますが、新たな手法の導入ということで、只見川を洪水予報河川の指定を検討するということが示されてます。おっしゃる水防法10条・11条に規定する河川かと思えますが、こういったことまで県は示しております。その後、9月の10日に第5回のこの協議会ございました。その折の翌日の新聞報道であります。只見川で洪水予測ということで洪水予報河川、こういった記載もございます。これも観測システムの導入設置とありますので、一朝一夕というわけにはいきませんが、できるだけ早期にそういった機器を設置、量水標、カメラ等であります。そのほか、そういったシステムの構築、県に要望してまいりまして、一日も早い水位周知河川ということ、事あるごとに申し上げていきたいと思えます。さらには洪水予報河川ということでもあります。つきましては、議会の皆様方にもこういったことで連携をしていただいて、ご協力をよろしくをお願いをしたいと思います。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まあ、過去の出来事が、大変大きな出来事だったために、今回、非常に大切な改訂なんで、あえてもう一度確認しますが、水防法の14条についても、後段の説明の中に入っておるというふうに聞いてよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） すみません。14条、具体的にはどういった部分ということで…

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 国土交通大臣または都道府県知事は、14条1項の規定による指定をした時は、いわゆる指定をした時は、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならないという、これは追加です。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 今申し上げましたが、水位周知河川にするということで、この折には洪水ハザードマップを公表する市町村の支援、協力をしていくということで、これは示されております。おっしゃる14条3項、そうしますと洪水予報河川の指定後ということになるかと思いますが、その指定がなされれば、おっしゃるとおりの法令に遵守した対応がなされるものというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） この、質問して良いのかどうか、議長、今朝ほど、発言されましたけれども、地域防災計画のこのポイントについての、昨日の説明されたことについての質疑で良いですか。

○議長（齋藤邦夫君） そういうことです。

○11番（鈴木 征君） それである、3ページですが、3ページの④災害応急対策の時系列行動計画の作成というふうに、いろいろこう、書いてありますけれども、これ全部読みませんが、申し上げたいというか、聞きたいのは、具体的にどういうものか。もう少し詳しく、ここ説明していただければなというふうに思います。たしかにこの内容については、この計画の55ページから56にかけて、ありますけれども、非常に、7番議員もおっしゃったように、よくできているなというふうには思いますけれども、そこで、この、もう1点については、この防災計画と住民との関わり、住民はこの計画に基づいてどのように行動するのができるのか聞いてみたいなというふうに思います。この④の後段に書いてありますように、臨機応変に対応する旨の記載というようなことで迷って、今、2番目の、どういう行動をしたらいいのかということをお尋ねするわけであります。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 災害応急対策の時系列行動計画ということでご質問いただきました。只見町地域防災計画、54ページからになります。災害応急対策計画ということであります。おっしゃったように時系列行動計画、具体的なものにつきましては55ページ・56ページに記載をさせていただいております。災害が起こった時に、発生後1時間以内にすべきこと。そして3時間以内にすべきこと。6時間以内にすべきことということで、項目ごとに、災害応急対策業務の項目ごとに担当の班、そしてそれぞれの時間以内にすべきことということで列挙させていただきました。これにつきましては、全てがこれに該当するというものではないと思います。災害の規模、範囲、そして種別等によって様々異なると思います。災害は千差万別でありますので、この中から優先順位を付けまして、取捨選択しながら最大限の効果が発揮できるような災害対応をしたいという行動計画でありますのでよろしくお願いをしたいと思います。今ほど申し上げましたその災害の内容、規模等に応じてという部分につきましては54ページに記載がございます。中段であります。災害応急対策の着手時期や対応は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においてはこの計画にとらわれず臨機応変に対応させていただきたいということでもあります。こういったものを基礎としながら、随時、最大限の災害対応ができるような本部行動をしたいということになります。

2点目の、住民の方々、町民の方々の件であります。自助・共助・公助という言葉がございます。自助、自らを助ける。共助、共に助ける。公助、公が助けるということになるかと思えます。まずあの、住民の方にお願いをしたいのは、自助、まず自助ということになるかと思えます。災害の折には自らの安全は自らが守ることが最も大切かなと思えます。こういったことを考えます時に、日ごろから避難場所の確認であるとか、避難経路の確認、危険個所の確認、こういったことに気を配っていただく。そしてまた自宅内においても地震等もございますので、倒壊を防ぐための手段を考えていただく。あるいは倒壊をしないようにしていただく。こういった日ごろからの備え、そしてまた発災時には自分を守る行動を一番先にさせていただくということが重要かなというふうに思えます。共助ということになりますと地域でと、あるいは集落でということになるかと思えます。こういったこと、一人ではなかなかしづらいこともありますので、隣近所で日ごろから声を掛け合ったり、たまに防災の意識づけをしたりと。そして、まあ、自助の分になるかと思えますが、災害が起きた時に持ち出すものの確認を試みたり、そういった声掛けをする等あると思えます。

さらには自主防災組織。これを結成をしていただいて、活動をしていただければ、尚、災害を最小限に食い止めることができるのかなと思います。数年来、小川集落では自主的に避難訓練等も実施していただいております。非常に先進的な例で有効であるというふうに思います。年に一回ではありますが、避難経路の確認、そして避難場所の確認、そういったことの意識づけということで非常に有効な事業であるというふうに思います。つきましては、やはりあの、自主防災組織、結成をしていただきたいと思いますし、活動していただきたいと思いますというふうに思います。そういった支援させていただきたいと思いますし、私ども含めて、振興センターと一緒にそういった支援、させていただきたいと思います。こういったことで住民の方々、自助・共助ということで日ごろから心がけをしていただければありがたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） いや、担当課長の説明、担当課長だけがマスターしておっても、今、課長から、自らおっしゃったけれども、この防災計画というのは平成17・8年から、そして特に、この23年の7月29日の新潟・福島災害から、この防災計画というものは非常に、議員も注目し、議論もし、そして、こうして立派に作っていただいたわけではありますが、まあ、生かすも殺すも、この防災計画は、第一に、組織ということで、町長、本部長になって、それから教育長、副町長が副、そして各課長が班長と、組織が一番大事であるわけけれども、本当に具に良くできております。私がああ、昭和37・8年に初めて県が消防防災課ができて、そして山内しんぞうさんが課長の時に防災計画を作れということで、市町村に配られたわけではありますが、私はまあ、大変難儀して、一年がかりで防災計画に取り組みました。その時はやっぱり組織、そして災害起きた時の炊き出し、これも本当に良くできている。炊き出しはまだ三石屋のパンができなかった頃なもので、おにぎり。そのおにぎりも、携わるのは赤十字社。そして社会福祉協議会。そして婦人会と。それがずっと今、どの集落でも火災が起きた時に炊き出しというものが婦人会でされているわけであります。これだけかなというふうに思いますが、本当にこの防災計画、良くできているもので、立派にできているもので、本当に住民までこれを具にわかるようにして、自分の守備範囲を、守る範囲、防ぐ範囲、というものがあるでしょう。これをしっかりとこの場で、職員と、議員と、認識をして、この防災計画を活かそうではありませんか。しっかりと私も、この防災計画を見せさせていただきましたけれども、みそかみそかに見ただけで、本当に良くできているので感謝申

し上げたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第68号 只見町地域防災計画の変更については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第69号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第69号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） それでは、議案第69号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

次のとおり工事請負契約を締結する。1、契約目的、林道災害復旧工事。小塩・塩ノ岐線12号。こちらにつきましては23年豪雨災害の復旧工事でございます。場所につきまして

は塩ノ岐字入山地内。工事量につきましては延長が592メートルとなっております。工事の内容につきましては擁壁工、ブロック積工などということになっております。2、契約方法、随意契約。こちら随意契約となっておりますが、今回、施工いたします12号箇所。その手前の13号箇所につきましては、今回の契約相手方であります吉野建設のほうで現在、受注工事中でございます。随意契約、吉野建設と随意契約を結ぶことによりまして、13号箇所、12号箇所、同時施工が可能となり、工期の短縮、経費の節減等が確保できるということをごさいます。随意契約の該当条項、競争入札にすることが不利なものに該当するということで随意契約となっております。3、契約金額、5,983万2,000円。4、契約の相手方、福島県南会津郡只見町大字梁取字御東1882番地、吉野建設株式会社、代表取締役、大竹博。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） この工事は、激甚災害法の指定による工事であって、補助率も激甚災害法の定めるとおりの補助率であるか、そうでないか、お伺いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） こちらの工事につきましては、激甚災害法の適用を受けておりまして、金額のほうも激甚災害法の指定の補助率となっております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第69号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第70号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、議案第70号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長、議案の説明を、続いてお願いします。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第70号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第4号）を説明いたします。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,898万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億3,815万2,000円とするものでございます。

第2条といたしまして、地方債の補正でございますが、第2表によります。

ページをめくっていただきまして、4ページをご覧ください。

4ページ、第2表、地方債補正でございますが、それぞれ左側の変更前から右側の変更後というふうに内容を補正させていただきたいものでございまして、災害復旧事業、辺地対策事業、過疎対策事業に伴うものでございます。

7ページをご覧ください。歳入の説明でございます。

町民税、個人町民税につきましては、591万7,000円の増額でございますが、これは課税額確定によるものでございます。分担金につきましては、集会施設、これは小林集会施設に係るもので豊の表替えにかかるものの分担金でございます。国庫支出金。まず国庫補助金でございますが、総務管理費補助金につきましては、マイナンバー制度対応に係るものでございます。民生費国庫補助金につきましては児童福祉費、社会福祉費にそれぞれありますが、これは消費税増税に伴う軽減措置によるものでございます。災害復旧費国庫補助金につきましては、農林水産業、公共土木施設、それぞれございますが、がんばる地域交付金。

これは国の平成25年度補正予算、緊急経済対策によるものでございまして、地方負担額の一定割合を交付されるもので、二つ合わせまして4,926万2,000円となっております。8ページをご覧ください。これは県支出金でございしますが、民生費県補助金につきましては、地域支え合い体制づくりで、集落除雪の助け合い事業によるものでございます。衛生費県補助金につきましては、風しん対策と地域医療復興事業補助金ということで、これは新規でございます。平成26年度、今年度の新規の医師派遣に係る部分の県補助金でございます。それから農林水産業費県補助金につきましては、多面的機能部分につきましては制度改正による予算の組み替えでございます。森林整備地域活動支援関係は内示額の増に伴う補正でございます。農林水産業施設の災害復旧補助金は本年、平成26年7月の豪雨に係るものでございます。財産収入、物品売払収入につきましては、不用品売払収入につきましては、除雪用のブル、車両、船舶の不用品売払収入でございます。山林等売払収入につきましては、公社造林の分収金、間伐材の売払によるものでございまして、梁取地区でございます。基金繰入金につきましては豪雨災害復興基金の繰入金5,650万9,000円でございますが、内容は歳出で出てまいります。中小企業の復旧・復興に4,739万2,000円。プレミアム商品券の追加発行に係る部分として645万円をお願いしてございます。諸収入につきましては老人保健の還付金。運動機器診調査協力金は福島県立医科大学のほうから町の保健協力員のほうに支払いになるものでございます。町債でございます。土木費につきましては、町道整備事業につきましては、過疎債からより有利な辺地債の振り替えが可能となりましたので振り替えるのでございます。除雪機械の整備事業の減額は入札結果によるものでございます。農林水産業施設災害復旧は本年7月の豪雨に係るものでございます。

10ページから歳出になりますので。

○総務企画課長（馬場一義君） 10ページから歳出でございます。

まず総務費の一般管理費、工事請負費226万8,000円。車庫の移設工事ではありますが、これは庁舎の建設に伴いまして埋蔵文化財発掘調査を行っております。その関係上、既存の車庫の解体を行うということになります。その車庫の不足する分を手当てをするためにアーチ型の車庫4棟の移設を行うための工事費と、そういう内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、各課長が説明を進めてください。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 次、会計管理費につきましては、クレジット決済手数料8万9,000円。これは一般質問でもございましたが、ふるさと納税に係る、その前段として

クレジット決済を可能となるような手数料でございます。12月からのサービス開始できるように考えております。ユネスコエコパーク推進費55万円につきましては、印刷製本費でございますが、ユネスコエコパークのポスター、それから英語のパンフレットが作成が必要となりましたのでお願いするものでございます。ブナセンター費、需用費8万円。それから使用料及び賃借料で集落排水施設使用料22万8,000円。合わせて30万8,000円ではありますが、大変ここは心苦しく思っておりますが、施設の漏水等がございまして、修繕する必要で応急処置をしておりますけれども、こういった水道漏水に伴うもので需用費、それから当然、関連性ありますので、集排関係の施設使用料を、恐縮ではありますがよろしくお願いたします。

○総務企画課長（馬場一義君） 続きまして、情報システム管理費、委託料のサーバー機器設定委託料2,140万1,000円ではありますが、これは社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に対応するためのシステム改修費となっております。それから使用料及び賃借料の情報システム機器リース料37万7,000円ではありますが、こちらは基幹システムの更新を予定しておりまして、それに係る操作端末の更新といった内容でございます。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 続きまして、只見振興センター費です。

報償金については講師謝礼、冬季講座分2万5,000円をお願いしたいと思います。旅費についてですが、11ページの明和振興センター費の委託料に振り替えるものです。青年交流ツアー委託料となります。需用費ですけれども、消耗品費ですが、冬季講座分で計上しました。修繕料については、現在、289関係の看板がありますので、これ、名称変更に伴い、地区センターから振興センターに書き直すものでございます。

○朝日振興センター長（馬場さき子君） 朝日振興センター費についてご説明いたします。

8報償費、講師等謝礼。9旅費、非常勤特別職費用弁償及び講師等費用弁償。11需用費、消耗品費。12役務費、郵便宅配料はいずれも生涯学習事業に係る経費として増額補正をお願いするものです。9旅費、費用弁償32万5,000円の減額は、青年交流事業に係る経費を明和振興センター費委託料に振り替えるものでございます。11需用費、修繕料は庁舎の維持管理に係る修繕料でございます。12役務費、施設清掃手数料は庁舎の階段、踊り場、窓ガラスの清掃に係る手数料でございます。18備品購入費は過日の消防立ち入り検査時に、屋外階段下に設置している灯油ホームタンクの足が著しく腐食し、転倒のおそれがあるなどの指摘を受けましたので本体共々更新したいものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○明和振興センター長（兼）明和保育所長（横田雅則君） 明和振興センター費ですが、まず報償費といたしまして生涯学習推進のための講座関係の報償費としてお願ひいたします。あと旅費ですが、先ほど言いましたとおり、こちらの青年交流ツアー委託料としてまとめて一括させていただいて実施をするものでございます。尚、委託料につきましては、明和に統一したのは、明和青年団というような青年組織がありますので、そちらのほうを中心に、ただ今その事業の執行に向けて進めているというようなことで明和のほうにまとめさせていただきました。あと需用費につきましては修繕料。こちらのほうはちょっと雨漏りがする箇所がありましたのでそちらのほうの修繕を行いたいと思っております。あと使用料、賃借料につきましては、昨年度、雨漏り、漏水がありまして、そちらのほうの修繕を行っておりますけれども、それにかかる集落排水の使用料のほうの増額分でございます。続きまして、次ページ、12ページ、負担金、補助金及び交付金でございますけれども、地域づくり交付金につきまして8万円の増。そちらにつきましては、当初300万でございましたけど、そちらのほう、若干上回った申請がございまして、そちらのほう審査会のほうでも審査いただき、適当であるというようなご判断をいただきましたものでございます。そちらのほうを増額して実施をしていきたいということでございます。尚、その増額分に係る集落につきましては、実施のほうが12月から2月にかけての実施行事でございましたので、今回、補正というような形でお願ひしたいと思ひます。

○町民生活課長（新國元久君） 交通安全対策費についてご説明を申し上げます。今回、需用費、工事請負費をお願ひをしてございます。これにつきましては、本年4月、町政報告会の折に各集落区長さん方から多数要望いただきました。風等でミラーが曲がっている、見難い、そういった件数がかかなりあるということでご指摘をいただきまして、その後、全町においてのとりまとめをさせていただきました。これによる不足額をお願ひをするものであります。修繕料につきましては、当初100万議決をいただいたところではありますが、不足分として166万7,000円、修繕料としてお願ひをしたい。そして、15工事請負費につきましては、その折に出されました要望、カーブミラーの新規設置であります、3箇所でありま。この予算50万5,000円をお願ひするものであります。

○総務企画課長（馬場一義君） 県知事選挙費になります。自動車等借上料3万円。これにつきましてはバスの単価改定がございまして、改定に伴って不足する分の増額をお願ひするも

のでございます。

○保健福祉課長（横山祐介君） 続いて、民生費の社会福祉総務費でございますが、職員手当等ということで今回52万円を増額させていただきました。これにつきましては、春の人事異動によりまして昨年度までの班長職のところに係長職が配置になったということと、それから臨時特例給付金等の事務の増によりまして計上をさせていただいております。それから負担金、補助金及び交付金ということでございます。地域支え合い体制づくり事業費補助金ということで、今回1,153万円。これにつきましては、歳入の県補助金で受けたものでございます。4件分の支出内容ということでございます。それから、扶助費であります、臨時福祉給付金ということで、これも歳入で受けたものを支出するという内容でございます。

それから次に13ページの民生費、児童福祉費でございますけれども、これにつきましては扶助費、臨時特例交付金ということで、これも補助金で受けたものを今回支出する、支出というか、減額補正するというような内容でございます。それから需用費でございますが、修繕料10万円。これにつきましては放射能測定の修繕に係るものということで今回計上をさせていただきました。

それから、衛生費の保健衛生総務費でございますが、負担金、補助金及び交付金ということで、今回、広域市町村圏組合の地域医療支援センター負担金ということで15万円の増額。これにつきましては平成25年度の医師等の支援回数が確定したことによりまして今回増額となったものでございます。それから繰出金の国民健康保険施設特別会計繰出金ということで、これにつきましても歳入の補助金にありました応援診療を行うに当たっての医師にかかる補助金を、今度、国保施設特会のほうへ繰出すものという内容でございます。275万9,000円ということでございます。それから予防費でございますが、風しん抗体検査及び予防接種委託料ということで、これはあの、診療所のほうに委託契約した中で支出するという内容で、今回7万1,000円。その下、扶助費につきましては、ほかの医療機関との部分の支出ということで償還払いに係るものということで18万9,000円を計上しております。

○農林振興課長（二階堂一広君） 続きます、農林水産業費、農地費でございます。農地費のうち旅費、普通旅費、一般旅費22万9,000円でございますけれども、こちらにつきましては今年度事業として実施しております農業基盤整備促進事業。このうち揚水ポンプ、ゲート等の設置を予定しておりますけれども、そちらの工場検査のための職員2名の出張旅

費及び国の事業が組み換え拡充によって新たに始まりました多面的機能支払交付金事業の旅費の増額分でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ちょっと説明飛びましたので、元に戻って説明してください。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） それでは14ページの上段でございます。環境衛生費、工事請負費の浄化槽の排水管敷設工事。これは叶津川の河川改修に伴う末端の町単分の工事費でございます。よろしく申し上げます。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは保健事業費でございます。報償費。これ40万円の計上ということで、先ほど雑入で受け入れたものでございます。運動器検診の調査改修謝礼ということで保健協力員へ支払うという内容でございます。それから役務費でございますが、これはあの、サーバーの機器移設ということで保健センターから本庁へということで、それに係る手数料5万4,000円でございます。それから使用料及び賃借料でございますが、健康管理システムのリース料。これあの、稼働部分が9ヶ月ということになりましたので、今回68万7,000円を減額すると。それから償還金につきましては、25年度の精算分ということで今回2万4,000円を補正しているというような内容でございます。

○農林振興課長（二階堂一広君） 失礼いたしました。改めまして、農林水産業費の説明をさせていただきます。農林水産業費、農地費でございますけれども、旅費、普通旅費、一般旅費22万9,000円でございますけれども、こちらは今年度実施しております農業基盤整備促進事業。それで揚水ポンプ、ゲートの設置を予定しておりますけれども、こちらの工場検査のための職員の出張旅費及び国の事業で組み換え拡充により新たに始まりました多面的機能支払交付金事業。こちらの出張旅費の増額でございます。需用費、燃料費、公用車の5万2,000円でございますけれども、こちらにつきましても多面的機能支払交付金の事業の公用車の燃料費でございます。委託料650万円。測量設計委託料でございますけれども、こちらにつきましては、来年度工事予定しております只見第1地区、農業基盤整備促進事業、来年度工事を予定しております只見第1地区2箇所、只見第2地区1箇所の工事発注のほうをですね、早期に行い円滑に執行するための、その測量設計委託料を今年度中に発注するものでございます。続いて、林業費、林業総務費でございますけれども、林業総務費、職員手当、超過勤務手当14万5,000円でございます。こちらにつきましては、組織機構の見直しによりまして、林政担当職員1名増員になったことに伴います増額補正をお願いするも

のでございます。続いて、旅費、普通旅費、一般旅費でございますけれども、こちらも同様に林政担当職員1名増員になったことに伴います旅費の増額をお願いするものでございます。続いて、負担金、補助金、交付金でございますが、負担金、県水源造林推進協議会の負担金4万円でございます。こちらにつきましては、森林農地整備センターの補助に係ります、町で開設いたしました梁取大曾根地区の作業道開設に伴います事業割の増額補正をお願いするものでございます。交付金。分収交付金でございますけれども、こちらは歳入のほうで説明がありましたが、県公社の分収造林について間伐材の売払いを行ったことに伴います分収交付金。こちらにつきましては、町と梁取区の契約によりまして支払いを受けました分収の収入の一部を梁取区のほうに分収交付金としてお支払するものでございます。林業振興費、消耗品費10万円でございます。こちらにつきましては、森林整備地域活動支援交付金事業の補助金の額の確定に伴う補正でございます。燃料費、公用車等の減額につきましても同様でございます。

○観光商工課長（渡部公三君）　続きまして、商工振興費、説明申し上げます。

補正額6,065万1,000円でございますが、負担金、補助金、交付金であります。内訳としまして補助金が3件ございます。まずプレミアム商品券発行事業の補助金が645万円でございます。これにつきましては、今年度、スーパープレミアムというようなことで20パーセントのプレミアムを付けまして、商工会が商品券を発行する事業でございますが、この当初5,000万円の発行を8月1日に発行しましたところ、大変好評でありまして、わずか10日あまりで完売してしまったというようなことで、十分にこのメリットが町民の方に渡らないというようなことで、追加で3,000万円分追加発行したいというようなことで、商工会から補助金の申請がありましたので、それに係る補助金として20パーセントプラス事務経費を含めます645万円をお願いするものでございます。それから中小企業等豪雨災害復旧・復興支援補助金でございますが、5,005万9,000円でございます。これにつきましては、平成23年の豪雨災によります中小企業者への復旧・復興支援を拡充するといったことで、23年時のその支援内容を、補助率を3分の1から3分の2に、それから補助金の上限額を300万から1,000万円で、補助対象者を商工会へというようなことで、その3点を変更しまして、拡充しまして、今回5,005万9,000円を商工会のほうへ補助金として交付するものでございます。尚、このプレミアム商品券と中小企業豪雨災害の補助金合わせます5,650万9,000円につきましては復興基金からの財源の手

当てをお願いするものでございます。それから中心市街地活性化事業補助金 4 1 4 万 2, 0 0 0 円でございますが、これにつきましては、只見町商工会が中心となりまして中心市街地活性化事業計画を策定するための調査事業であります。その調査事業に 1, 0 8 2 万円、事業費がかかりますが、その 3 分の 2 は国から補助がありますが、残り 3 分の 1 の 4 1 4 万 2, 0 0 0 円を町補助金へというようなことで、本件につきましても商工会へこの補助金を交付するものでございます。続きまして、ページをめくっていただきまして、1 6 ページであります。観光施設費であります。補正額 6 4 5 万 4, 0 0 0 円です。内訳でございますが、需用費で修繕料として 6 9 万 2, 0 0 0 円をお願いしてございます。これは歳時記会館、それから恵みの森等、修繕を予定してございますのでお願いするものでございます。それから委託料であります。委託料の総額 5 7 1 万でございます。内訳が地質調査委託料 1 9 1 万 7, 0 0 0 円。それから仮設住宅移築設計委託料 3 7 9 万 3, 0 0 0 円でございます。これにつきましては、3 年前の豪雨災で利用されました黒谷地区の 1 棟、それから新町地区にあります 1 棟の災害仮設住宅を 2 棟、青少年旅行村に移築しまして、そこを宿泊棟として再利用しようというものでございます。それに係る地質調査、それから解体築、構造計算を含めます設計の委託料をお願いするものでございます。それから備品購入費であります。5 万 2, 0 0 0 円。これにつきましては図書費として河井継之助記念館に係る図書を備え付けるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、中段から土木費でございます。

道路維持費につきましては、需用費、除雪関係に関する年度内対応分でございます。役務費は保険料でございます。委託料につきましても、除雪委託料、年度内対応分の増額をお願いしております。測量委託は道路整備に係るものでございます。工事請負費につきましても年度内に対応する分でございます。備品購入費は除雪ドーザーの入札後の精算でございます。1 7 ページ、道路新設改良費、測量委託費につきましても、これ、急勾配解消する部分の道路でございます。工事請負費に関しましては介護老人ホームに乗り入れる部分。塩沢につきましては除雪路線。雨堤につきましては雪まつり等での花火の打ち上げ場所の確保でございます。長浜幹線は暗渠等の改修でございます。

続きまして、住宅管理費につきましては、議案第 6 7 号で議決をいただきました空き家等の審議会委員 5 人分の報酬、旅費でございます。負担金、補助金につきましては、現在行っ

ております克雪対策事業補助金の追加11件分でございます。

18ページ、集会施設整備費につきましては財源の振り替えでございます。

よろしく申し上げます。

○町民生活課長（新國元久君） 続きまして、18ページ中段の消防費でございます。

非常備消防総務費であります。今回、需用費、役務費、使用料及び賃借料をお願いをしてございます。需用費につきましては修繕料54万円です。これは6月に毎年行っておりますポンプの性能検査行いました。その折に修繕必要箇所等、指摘をされましたものの修繕。そしてまたポンプ操法訓練、長期間行いましたが、その間に発生した部分等の修繕等を行わさせていただきたいものであります。公用車分は指令車の修繕であります。役務費であります。防災用無線LAN通信料であります。今現在、防災用無線LANネットワークの整備工事実施をさせていただいておりますが、それに係ります維持管理費、フレッツひかりの使用料であります。これを44万8,000円お願いしたいということであります。使用料及び賃借料であります。これも防災用無線LANネットワークの工事に伴いまして、ひかりファイバー等の支柱等、あるいは無線の中継、こういったものの柱、立てる敷地の借上料2,000円をお願いするものであります。

○教育次長（馬場博美君） 続きまして、教育費の教育総務費になります。まず事務局費につきましては、旅費のうちで費用弁償。こちらについては、ユネスコスクールの世界大会が第6回の全国大会と兼ねまして岡山市のほうで開催されます。町内で先導的に取り組んでいただいております只見小学校の校長先生に出席いただく予定になっておりますので、その関係の費用弁償となります。それと併せまして、県内で先進的に取り組んでおられます安達高校への視察ということで、教員2名分の費用弁償ということで計上させていただいております。一般旅費につきましては全国大会に参加します教育委員会の職員2名分の旅費ということになります。続いて、奥会津学習センター費についてですが、奥会津学習センター内の学習環境の改善のためにパソコン用のディスクを男女各1セットずつ購入させていただきたいということで14万3,000円をお願いしております。

続いて社会教育費になりますが、社会教育総務費のほうでバス借上料6万円の増ということですが、こちらについてはバスの運賃改定によりまして10月21日に実施します家庭劇場の生徒送迎用のバス借上料となります。文化財保護費につきましては役務費。現在、役場裏の宮前遺跡を発掘中でございます。先ほども総務費のほうで話ありましたが、車庫、取り

壊し後の車庫と現在発掘しております間の舗装関係を含めた処分費となります。続いて、委託料につきましては、古道刈払い管理委託料145万2,000円の減ということで、現在、森林組合のほうに古道のほうの調査のほうを委託しております、その関係の契約しております不用残ということで145万2,000円を減額させていただきます。

続いて、保健体育費の中の給食センター費でございますが、管理用備品62万4,000円ということで、こちらにつきましては食缶と保温ケースのほうに、新たに使用に耐えられないものが確認されましたので、安心安全な給食を提供するために今回補正ということで計上させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

○農林振興課長（二階堂一広君） 災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費でございます。林道現年災害復旧費、工事請負費5,340万9,000円でございます。こちらは7月9日の大雨によります林道災害復旧工事の請負費用でございます。補助分として4路線6箇所。単独分2路線5箇所。そのほか補助債関連の単独費用の内訳となっております。林道過年災害復旧費でございますが、こちらは歳入のほうで説明ありました、がんばる地域交付金に係ります財源の振り替えでございます。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、現年災害でございます。工事請負費につきましては、急勾配等で路面洗掘がありますので工事を計上させていただいております。過年災害復旧費は歳入で説明がありました、がんばる地域交付金への財源振り替えでございます。よろしくお願いいたします。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 予備費につきましては、この予算を編成するにあたりまして、9,082万円を減額し予算を編成いたしました。

○総務企画課長（馬場一義君） 続きまして、21ページ、給与費明細書になりますが、こちらのページはまず特別職分になりまして、補正後、補正前、比較とございますが、比較のところ5人、2万9,000円の増加ということで、補正予算をお願いしております空き家等審議委員、これに係る分の増加となっております。

次のページ、22ページにまいりまして、一般職分でございますが、職員手当、超勤手当部分で66万5,000円の増額ということでありまして、こちらも補正のほうにお願いをしておりますが、社会福祉総務費、林業総務費に係る超勤の増額がこちらのほうに増額として表れております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 15ページの商工費ですが、その中小企業等豪雨災害復旧・復興支援補助金のところで関連でちょっとお聞きしたいと思うんですが、5,005万9,000円ということで追加になりましたが、ある商店ですけれども、甚大な被害を受けたということなんですけれども、そのお店は法人税と、それからもう一つの税金、二つ、税金を払っているんだということなんです、その税金を払っているわりには、その町のそういう支援策が不十分だというようなご意見があるようですけれども、そこら辺のお考えをお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） ご質問いただきました商工者支援の関係でございますが、本支援制度というのは平成23年豪雨災害の当時に、県に準じた形でその支援制度を制定してございますが、基本的な考え方につきましては、そういった納税とか、そういったものに関わらず、公平・公正な観点から、被災を受けた側に立って、こういった制度を構築してございますので、これで実施をさせていただいているということでご理解をいただければと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） まあ、そのご本人から、当事者から言えば、本当に再建ができるかどうかという当時の思いもあったと思うんです。それぐらい大変な被害だったと思うんですけれども、まあ、そういうところで公平・公正な分野からおっしゃってますが、まあ、そういうところで、本当に公平・公正なのかなという、ちょっと疑問もあります、そこら辺の本人、本人というか、会社の十分な対応をしていただきたいと、対応しなきゃいけないんじゃないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。もう一度、町長、おっしゃって下さい。

○議長（齋藤邦夫君） 町長、お願いします。

○町長（目黒吉久君） 議員のおっしゃる、いろんなまあ、いろんな意見をいただいた、その方の立場も大変だったんだろうなと思います。しかし、そういったあの、個々の企業実績や、納税関係等々に応じたその、今般の、3年前の豪雨災害に応じた支援は、その当時は、その支援の制度に合わせて今般見直して提案をさせてもらったわけですから、その当時は議員も

提案したことに対してのいろんな質疑をさせていただいたということだろうと思います。それを踏まえながら今般の、改めての支援という追加支援でありますから、この点をご理解をいただければなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 内容が知りたいということで、11ページの青少年交流ツアーというもの、そのものの、意義、目的であるとか、どのような人たちが、どこに行って、何をしてくるのか、お聞かせ願いたいです。それだけです。

○議長（齋藤邦夫君） 明和振興センター長。

○明和振興センター長（兼）明和保育所長（横田雅則君） こちらにつきましては、町内に在住している青年を中心に、交流を深めるということで計画しております。また、ほかの地域の青年との交流も、その話し合いの中でなされれば、そういう企画もあるかと思います。そういう形で、ただ今は明和青年団と、あとは各振興センターで打ち合わせをして進めておりますけれども、その後には、今度はその輪を広げて、朝日地区ですとか、只見地区ですとか、いろんなその青年のほうに声をかけていただいて、それを基にいろんなその、この内容につきましては、その中でいろいろな形で話し合われると思いますけれども、青年が、その、バスを借り上げて、どちらかに行き、視察研修なりをしてくる。その中で町内の青年たちがその交流をしていくというような形での交流ツアーになるかと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 聞いたことに答えていただけませんので、これは、目的、あるいは方法、手段、範囲、そういったものについて、ただ聞きたいだけです。コミュニケーションを図るということはよくわかりますが、何のために企画されたのか。どのような結果を望んでおられるのか。ほかの人って言われましたが、ほかの人というのは町外なのか、東京なのかわかりませんので、もう少し輪郭がわかるように説明願いたいというのが1番目の質問でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 明和振興センター長。

○明和振興センター長（兼）明和保育所長（横田雅則君） 失礼いたしました。

それでは、対象といたしましては青年層ということで、只見・朝日・明和の青年層を対象

としております。目的といたしましては、町の将来を担う青年層が地域課題や町の将来について語り合う機会をつくり、お互いの交流を深めながら郷土愛を養い、積極的に地域づくりに関わっていくという意識を育むことを目的としております。内容といたしましては、そのような形で青年達が企画し、そちらのほうの話し合いを通じて、その内容を検討していただいて、その内容において、どちらか、つまりは目的地をその中で検討していただいて、その青年達の企画によって、そちらのほうに一緒に行って研修をしていただくというような内容でございます。それにつきましては、青年達、これから町を担う青年達のこれからのその活動に期待するとともに、そういう皆様方の、その交流の場というのがやはり少なかった。いろんなその交流の機会をこれからもつくっていく。その青年達のそういう場をつくっていきたいというようなことで、この事業を計画しております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

1回目としますから。先ほどのやつは。今度は2回目ということにします。

○7番（酒井右一君） これ、おそらく趣旨は大変良いものだと思っておりますので、委託ですから、当然、委託契約ということになるでしょうから、委託契約する際の、何を、どのようにするか。事業計画があるはずですので、それを資料として出していただければ、読ませていただきますので、後で結構ですので資料全文をお配り願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） 明和振興センター長。

○明和振興センター長（兼）明和保育所長（横田雅則君） それでは後程資料のほうを配りたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 今配られるわけではないのか。

それでよろしいですか。

ほかにございませんか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 2点ほど、説明を求めるといふか、申し上げたいと思います。ただ今お話ありました11ページの青年交流ツアー委託料。過去に、こういうその、町内の青年が富士山登山とか、そういった企画を町自体が組まれたことがございました。その頃、私は直接は関係してなかったんですが、大変あの、その中に何組かのカップルが誕生したり、今、センター長がお話されたように、やはり町づくりの将来を体すのは、やはりそういう人達だ

というふうに私は思います。いろんな青年層相手の計画というのは、いろんな、やはり考え方とか、そういったことがあるというふうに私も過去の経験からあります。昨日、石橋議員が質問されました少子高齢化の話も、私も聞いていながら、やはり、なかなか、直接そういう人に会ってみたいとわからないものだなと。で、やはり、町内に子供のおむつを買う、売っている場所がないといったようなお話もたしかあったかと思えます。やはり私は、この青年層への対応も、前から比べますと、やはり極めて薄くなっているんじゃないかなと。これはあの、教育委員会とか、前は公民館というのがその対応をしておりましたが、私はこうしたことに、もっともっと、いろんなご意見はあろうかと思えますが、やはり町全体の中で予算をつけて、私はいろんな事業を、ある程度おまかせで、自分たちが計画して、自分たちがやるといったような形で、是非あの、おおいにそういったものについては青年がやるということで我々も大目に見るといったような考え方で、事業を、いろんな事業を、これだけでなくて、もっともっと計画していただきたい、そのように思います。その考え方というか、将来もっと計画するとか、しないとか、そういったこと一言、これについてお願いしたいなと思えます。

それとあと18ページ。18ページに、消防費がございます。で、ずっと前なんです、289の道路の状況を見に三条市に、議員と、あとは町長も行かれました。行った折、三条市の水防センターというものをを見せていただきました。その中に、直接見ることはできなかったんですが、国が設置している排水ポンプ車があるということを説明だけ聞かされました。で、そこは国の設置なんで、国のほうで鍵を持っているんで、市の、要は、水防センターと一緒にいるんですが、そっちはちょっと見せられないといったようなことで、直接は見れませんでした。で、三日前ですか、新國秀一議員が質問されました、只見の新町地内の7月9日もその、要は、新町地内の農地が排水がきかなくて、あの雨でさえも農地の田んぼとか、畑とか、そういったものが、なんていいますか、湛水してしまった。私あの、提案なんです、やはりあの、町で排水ポンプ車を設置していただきたいなと。で、これは、やはりあの、只見もそうですが、明和地区でも、朝日地区でも、今、ゲリラ豪雨的な豪雨がありますので、なかなか、今の施設でどうのこうのと、消防ポンプを出してもどうのこうのといったようなことがあります。ですから、そういった意味からも、私は、国・県の補助も当然あろう、あるんでないかなというふうに思います。そうした補助金があるとか、そうしたことをその、是非、提案したいんですが、担当課長からそうした、補助があるとか、計画

する考え方があるかとか、差し支えなければ聞きたいなというふうに思います。

以上、2点、よろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 明和振興センター長。

○明和振興センター長（兼）明和保育所長（横田雅則君） やはりあの、青年達の交流っていうのは、大変重要な問題だと思っております。で、たしかに、いろんな、盆踊りですとか、いろんな形で青年が中心に今活動しております。ただあの、どうしても、その活動が、なかなかその、特定の人達に偏るといふ部分もありますので、いろんな形でその交流の場をつくっていききたいということでございます。それが引き続き、つながって、いろんなその、交際の場ですとか、そんな形も含めて、それを発展することは望むところではございます。またあの、青年といいましても、結構あの、年齢層が広くございますので、今のところ、20代ですとか、そちらのほうを今中心に動いてますけれども、まだあのやっぱり、30代・40代、どうしてもその年代が離れますと、なかなかその交流できない部分も出てきますので、そちらの層につきましても対応を考えながら、これからどんなことができるか進めていきたいと思っております。またあの、先ほどの答弁のほうでちょっと歯切れが悪かったのは、どうしてもあの、今、青年の皆さんが、今、自主的に、ちょっとあの、いろんな形で検討を行っている、その内容を踏まえながら、それに対応して、やっていければ一番その、良いのではないかというような方向で今検討をしております。また、ただあの、今検討しておるのはどうしても、明和青年団が中心というようなこともありますけれども、これから全町に広げて、やはりそういう青年の交流がいろんな形でできるような方向でこれからも計画をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、よろしいですか。

もう一つあるな。

町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 排水ポンプ車についてのお尋ねであります。過日、私も三条市の水防学習館、視察をさせていただきました。おっしゃるとおりあの、国が管理をしているということで、2階の小窓からちょっと、形は見たんであります。排水ポンプ車ございました。この排水ポンプ車につきましては、会津管内ですと阿賀川河川事務所で現在、3台保有をしております。いろいろお伺いを試みたくはありますが、見積もりを徴しま

すと、その価格、概ね、8,000万円程度ですというふうにお聞きをしております。国の場合ですと、一度に数台まとめて購入、あるいは十数台まとめて購入ということになりまして、そういった場合には価格は下がるんだそうではありますが、見積もりを徴するとそういうことだということではございます。このポンプ車、現地の設営条件ございまして、進入路は整地されていること。幅4メートル以上が必要。設営スペースとして幅10メートル、長さ20メートル程度が必要。設営作業には作業員5名で30分程度の時間がかかる。設営作業は全て人力等々の諸条件があるそうであります。本年6月に県の水防訓練が阿賀川で行われました。その折にも見学をさせていただきましたが、排水ポンプ車稼働をしていました。たしかにおっしゃるとおり、かなりの排水量がございます。しかしながら、今申し上げましたような諸条件ございますので、そういった部分、可能か、不可能か、検討させていただきたいと思っておりますし、実態を申し上げますと、近隣の自治体で保有をしている自治体はないということであります。今申し上げましたように、会津管内ですと阿賀川河川事務所で3台ということであります。補助等につきましても、こういったものに対しての助成があるのか、調査をさせていただきたいと思っております。申し上げましたように、現地設営の条件等ございますので、検討させていただければと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田君。

○2番（藤田 力君） 青年交流ツアーについては、いろんな問題あろうかなというふうに思います。ですが、やはりこれは、少子高齢化以前の、大きな、町としても課題です。私は今、センター長が、やはりあの、20代から、それから30代・40代に広げたいというお話ございました。私はあの、そういう考え方は、私はよくわかりますので、是非こうしたことに、町はやはり最大限の予算つけて、対応できるように配慮していただきたいなというふうに思います。このことについては結構でございます。

あとは消防費のことなんですけど、たしか、あの排水ポンプは、小学校のプール程度の水を10分以内に排出するといったような説明があったというふうに思います。私もあの、塩川町の、阿賀野川についている、要は、もうこれは固定なんですけど、排水軌道っていう場所もプライベートで見学をしてきました。やはりあの、こうしたものがないと、やはりあの地区は、今後も、要は災害に遭うと。今、課長から丁寧な説明ございました。要は進入路の問題とか、補助金がいくらつくのかとか、まだまだ課題は多いというふうに思います。でも、こんなこと言うとなんですけど、今設置してある、要は、排水施設は、やはりどうしても、前回

もそうですが、今回もなかなか、オペレーターが慣れてないといったようなこともあったのかなと思うんですが、なかなかやっぱりその、うまくいかない。ですから、私はやはり、こういう設備も、もう時代によって、どうしても必要なのかなというふうに思いますので、是非あの、前向きに検討していただきたいと思います。消防費について、もう一回、担当課長。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 排水ポンプ車につきましては、おっしゃるとおり、車両1台に4台のポンプがついていたり、6台のポンプがついていたりするものがあるそうであります。これによりまして、最大で1分間に30トンの水を排水することができるという能力だそうであります。先ほど申し上げましたように、現地設営の条件等もありますし、通常の維持管理費も必要となってまいります。こういったものを含めまして、おっしゃるような補助金、こういったものがあるのかという調査もしなければなりません。そういったことで基礎的な調査からさせていただければと思います。なにぶんにも設営条件等ございますので、こういった面、せっかく、仮に導入したとしても設営ができないということでは効果を発揮することが叶いませんので、こういったものを含めて調査をさせていただければと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） 現在、ただ今、議題となっております議案第70号、平成26年度の一般会計補正予算。これにつきまして、一部修正を求める動議を提出いたしたく、お諮りを願います。

○議長（齋藤邦夫君） ただ今、8番議員より、動議の提出がございました。

ただ今、動議の提出でございますけれども、文書で受け取りましたけれども、目黒仁也君ほか1名、小沼信孝君、連名での動議の提出でございます。

この動議は、会議規則第16条の規定により成立をいたしました。

議案を配付しますので、暫時、休議いたします。

〔議案配付〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議をいたします。

この修正の動議の理由でございますけれども、理由をひとつあの、文書に書かれておりますけれども、ひとつあの、提案者のほうから説明をお願いしたいと思います。

8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） 文書が今配付になりましたので、議案第70号 平成26年度一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議であります。

上記の動議を、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出をいたします。

内容につきましては3ページをご覧くださいと思います。

第7款の商工費、5目、観光施設費に計上されております委託料、地質調査委託料、仮設住宅移築設計委託料、計571万円を減額修正をいたしまして、予備費にその分を増額し修正する内容であります。

理由を簡単に申し上げますと、今後の町の観光の集客に資するための施設整備事業であるというその必要性は大変理解をすることはありますが、その施設の内容等について、もう少し時間をかけた審議が必要であると。そしてより良いものにしていくためにもう少し、当局・議会がですね、審議を尽くしていくべきだというのが理由であります。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、修正案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 8番さんの理由ということではわかりましたが、この修正は、まあ私の今把握している状況としては、災害の仮設住宅を集客施設に利用するんだということですが、この集客施設の利用率だとか、その建物の老朽化についてはどのように調査されたかお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） それではあの、建物の、なんですか、稼働率といいたいでしょうか、そういったものについての調査の状況について、8番議員のほうからひとつお願いします。

8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） 今の旅行村には、キャンプサイト、バンガローございますが、今回の仮設住宅を移設するという場所にある既存のバンガローについては老朽化が進んでおります。だいぶ老朽化が進んでおります。ですから、今回、新たにあそこに集客施設、いわゆる宿泊できる施設を設置をして、今後、町が教育旅行等、集客事業を図っていくというその趣旨は

大変理解をしたということをお願いしたのはそういった意味であります。で、現在、キャンプサイト等を含めた全体の稼働率は、先般の委員会の中で当局と様々、議論をさせていただいておりますが、概ね、10パーセント程度という程度であります。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[なし]

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第70号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） はい、わかりました。

起立多数です。

よって、議案第70号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議は可決されました。

それでは、続いて、議案第70号 平成26年度只見町一般会計補正予算に係る修正予算以外の予算について質疑を続けますが、ほかにございませんか。

11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 15ページ。15ページの農林水産業の区分で超勤の関係なんですけども、この超勤、今回出てきた中身、つまり、これに関連してちょっと聞きたいんですけども、今、産業振興課は課長補佐除いて何名か。それと、今この林政係は何名いるのか。そして、今後、必要とするこの14万5,000円の事業内容。新しいものであるのか。ないのか。そこだけ聞いておきたいなど。平常業務で、当初40万8,000円取って、まだ6ヶ月、道半端の中で14万5,000円計上されておりますので、新しい業務、平常業務でな

くて、取り組まれる業務は何なのか。そこだけ聞いておきたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） ただ今の職員の超勤手当の部分で林業総務費でございますけれども、まずあの、職員の状況でございますが、管理職を除いた職員の数につきましては、現在、農林振興課、2係ございますが、農政係4名、林政係が4名ということになっております。それである、超勤のほうの内容でございますけれども、林政担当、災害復旧を除いた部分について、昨年、1名だったわけですが、組織機構の改正に伴いまして1名増員、2名体制になってございます。それである、まあ、増加の業務の内容といたしましては、まずあの、湯ら里への木質バイオマスボイラー、こちらの設置に係る部分がございます。あと、予算としては只見振興センターのほうに計上されておりますけれども、只見振興センターの改築、木造ということもありまして、その点の部分については昨年まで発生していなかった業務ということで超勤の増加が見込まれますので、その分で農林総務費の超勤手当、職員手当の増額をお願いするものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 今、私、新しい業務があるのかということなんですけれど、今、課長の説明を聞きますと、平常業務ではなかろうかなというふうに思うんです。そこで、超勤が悪いということではないんですけども、今になって、まだ9月中頃に、来年の3月分で14万5,000円で足りるのかなというふうに思うんですが、この次は出てこないんでしょうけども、申し上げたいのは、やはり、この超勤というのは、5番議員さんも一般質問の中で申されましたけれども、やはり新しい業務が、私あの、40万8千円当初は過小見積もりでなかったのかなというふうに理解しますが、それでいいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 当初の予算につきましては、新年度の組織見直し後の職員体制、明確にない状態でしたので、その分の見積もりで出させていただきました。それで今回、9月のほうで補正をお願いしておりますが、これにつきましては、これまでの超勤の実績等を勘案いたしまして、不足が年間で見込まれるということで14万5,000円のほうの増額をお願いしているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第70号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第4号）に係る修正予算以外の予算について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第4号）の修正予算以外の予算は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第71号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第71号 平成26年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第71号 平成26年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額5億275万5,000円のうち298万円を科目更生するものでございます。

5ページ目をご覧くださいと思います。まず歳入でございますが、国庫支出金ということで特定健康診査等負担金。これにつきましては特定健診の実績による、現年度については実績による減額1万2,000円。それから過年度分につきましては、これにつきましては

もまあ、確定による増額ということで8万4,000円を計上させていただいております。次に療養給付費交付金ということでございますが、これにつきましても退職者の特定健康診査の実績による増額ということで過年度分でございます。24万6,000円を増額しているというような内容でございます。それから県支出金につきましても特定健診のそれぞれの実績による減額であったり、増額であったりということで、国庫支出金と同じように基準額の3分の1ということで同額の補正ということでございます。それから繰入金につきましても、これも特定健診の実績による減額ということでございまして、特定健診分が26万6,000円の減額。それから財源不足分として今回100万円の減額をしております。合計で126万6,000円の減額というようなことでございます。それから、その裏でございますが、諸収入、雑入ということでございます。国保連合会の業務運営資金積立金還元金ということでございまして、これにつきましては、過去5年分のレセプトの件数によりまして、今回、連合会のほうでそれぞれの町村のほうにレセプト件数を按分しまして、その積立金を還元するというので、只見町については87万6,000円を還付していただいたというようなことでございます。

それから7ページ目でございます。7ページ目の諸支出金、償還金でございますが、これにつきましては全て、25年度の実績により計上しております。療養給付費等負担金の返還金としまして298万3,000円ということでございまして、ほか減額を含め、298万円の増額ということでございます。予備費で調整をさせていただいております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第71号 平成26年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第72号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第72号 平成26年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第72号 平成26年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）についてを説明いたします。

既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ275万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,561万5,000円とするものでございます。

5ページ目をご覧いただきたいと思います。まずあの、繰入金でございますが、これは先ほどの一般会計の中でもありましたように、一般会計で繰入をし、今度は施設会計のほうへ繰出をするということで、繰出をさせていただいたものをこの施設特会のほうで受けるものでございます。応援医師に係るものということで、今回、繰入金といたしまして275万8,000円を計上しております。

それから、歳出でございますが、6ページ目でございます。歳出につきましては医科管理費ということで、賃金、それから旅費、需用費等にそれぞれの補正をしております。これにつきましては、応援医師等に係るその、賃金につきましては、応援医師等に係る運転賃金と。33万6,000円でございます。それから旅費につきましても、只見町のほうに応援に来ていただく先生方の旅費ということで今回54万円。そして需用費につきましても、応援医師送迎に係る燃料費代ということで19万6,000円の計上でございます。それから使用

料及び賃借料につきましては、入院患者さんの褥瘡等の予防のために今回、エアマットを入れるということで、その使用料及び賃借料ということで18万4,000円の計上をさせていただいているものでございます。予備費で150万2,000円ということでの調整をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 今回の補正予算では、一般質問でもいくつかの作業が必要だということでありましたが、内視鏡のその更新に関する費用であるとか、内視鏡検査の診断、機器の操作技術の向上のための研修だとか、例えば、スタッフの充実だとかという、その経費については、今回補正しなくても、当初の中で折り込み済みであって、そして新年度からさっとやれるということなんですか。この予算だけなんですかということですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 医療の機器の更新に係る経費だとか、それからあの、検診に係る旅費等につきましては、旅費はあの、現計の予算の中で動かれるかもしれませんが、機器の更新部分等につきましては、今まだ見積りのほうにとって、その数字がきていない状況でございますので、この会議の中ではちょっと、計上することができなかったというようなことでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 今回、9月定例会議が始まってから、この件についての議論の流れとしましては、機器が古くなったということは現時点でわかったことではない。それから検証しなければならないというのも現時点の話ではないということから、予算としてまだ出てこないということに非常に疑念を持つわけですが、この辺、研修をするような、いわゆる内視鏡検査をするための診断なり、操作研修をするということになれば、おわかりになれば結構ですが、どれぐらいの予算を、いつ頃必要になるんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 時期につきましては、機器の更新も勿論そうなんですけど、それぞれの研修、手順等の確認をとということも必要となってきますので、予算計上につきましては、なるべく早くっていうか、本当、漠然とした話ではあるんですけど、もしも現計の中で動かせないものであれば、その時点で相談をさせていただければというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） どうしても一般質問の流れの中から質問をさせていただくわけですが、いわゆる胃カメラ再開について、まあ、早期に、期日については少なくとも新年度からという状況の中では、当然、その新年度予算ということでは間に合わないでしょうが、この時期はいつと考えればよろしいか。これが最後の質問であります。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 機器等の更新等も含めてということによろしいのでしょうか。であれば、それにつきましては、先ほど、今時点では、まだちょっと、その数字等出てきておりませんので、出てきた段階でまた相談をさせていただければというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。
ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第72号 平成26年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第73号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第73号 平成26年度只見町簡易水道特別会計補正

予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第73号 平成26年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億300万円とするものでございます。

5ページの歳入をご覧ください。歳入につきましては基金の繰入金でございます。

6ページの歳出、維持費でございます。これが漏水探知機の更新をお願いいたします。平成21年にメーカーの修理が中止をいたしまして、新たなものを購入しなければならないというような故障が至っておりますので、よろしくお願ひします。施設整備費につきましては、全体的な整備の中での単価増、そして門扉等の追加工事でございます。予備費64万2,000円を減額し予算を編成しております。よろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第73号 平成26年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号原案のとおり可決されました。



◎議案第74号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、議案第74号 平成26年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第74号 平成26年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,500万円とする内容でございます。

5ページをご覧ください。歳入につきましては基金の繰入金でございます。

6ページの歳出。施設整備費でございますが、住宅の新築に伴います公共枡の増加が出ておりますので、その分をお願いしております。測量委託につきましては、国道の横断がございますので、それに伴う占用部分が発生してきておりますのでお願いをしております。施設整備費は公共枡の分でございます。予備費20万1,000円で予算を編成しております。

よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第74号 平成26年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

尚、午後の会議は1時15分としたいと思いますのでよろしく申し上げます。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時15分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

それでは、お諮りをいたします。

日程第8、認定第1号 平成25年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、
日程第20、認定第13号 平成25年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、議長、議会推薦の監査委員を除く議員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第13号については、議長、議会推薦の監査委員を除く議員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

それでは、決算特別委員会の正副委員長は、委員会条例第6条第2項の規定により、委員の互選により決するとありますので特別委員会で互選をお願いいたします。

尚、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第7条により、互選に関する職務は年長の委員が行うと規定されておりますので鈴木征委員に臨時委員長をお願いいたします。

決算特別委員会の場所は本会議場とします。

委員会の正副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いいたします。

ここで、決算特別委員会正副委員長選任のため、暫時、休議いたします。

当局は暫時、退席願います。

[当局 退席]

休憩 午後 1 時 1 7 分

再開 午後 1 時 4 4 分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

決算委員会の委員長に佐藤孝義君、副委員長に石橋明日香君が選任されたので報告をいたします。

お諮りをいたします。

ただ今、決算特別委員会に付託しました認定第 1 号から認定第 1 3 号については、会議規則第 4 6 条第 1 項の規定によって 9 月 2 5 日までに審査を終了するよう期限を付けることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号から認定第 1 3 号については 9 月 2 5 日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

審査を終了次第、委員長の責任において、審査結果の報告書を作成し、議長に提出されるようお願いいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第 6 号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 次に、日程第 2 1、報告第 6 号 平成 2 5 年度只見町の健全化判断比率についての報告を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 報告第6号 平成25年度只見町の健全化判断比率について報告いたします。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によるものでございます。

一枚めくっていただきまして、町の代表監査委員から報告をいただいております。

平成25年度只見町健全化判断比率の審査結果について、去る8月27日に審査をしていただきました。意見書は裏側になります。審査意見書がここにあります。審査の概要、審査結果についてはご覧をいただきたいと思います。その中で総合意見、それから個別意見、それぞれついてございますが、ここに表の記載のとおりの数値となっております。いずれも下回っております。将来負担額についてもそのような負担が現在算出されていないということも記載してございます。最後、(3)で是正改善を要する事項ですが、特に指摘すべき事項はないという報告をいただいております。

以上です。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第7号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第22、報告第7号 平成25年度只見町の資金不足比率について報告を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 報告第7号 平成25年度只見町の資金不足比率について。

これも地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものでございます。

1ページめくっていただきまして、これも代表監査委員からの報告をいただいております。裏側をご覧ください。これが審査意見書でございます。審査の概要、審査の結果についてもこのような内容になっておりまして、いずれも、個別意見にもございますが、基準となっております20パーセントを比較すると良好な状態にあるということで、ここはハイフン、数字が出てまいりません。資金不足でないということでございます。そういうことから、(3)是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないという報告をいただいております。

おります。

以上でございます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第8号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第23、報告第8号 株式会社津ただみ振興公社の経営状況について報告を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 報告第8号 株式会社津ただみ振興公社の経営状況について。地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

ページめくっていただきまして、決算報告書があるかと思えます。決算報告書、第19期になります。期間、平成25年4月1日から平成26年3月31日まででございます。めくっていただきますと、左上に貸借対照表と記載があるかと思えます。財産の状態を示すバランスシートでございますが、左側の資産の部であります。流動資産3,458万1,846円。固定資産62万2,742円。左側の下ですが、資産の部の合計が3,520万4,588円となっております。それから右が負債の部でございますが、流動負債560万9,322円。純資産の部で2,959万5,266円。負債及び純資産の部の合計であります。3,520万4,588円となっております。それから右側のページであります。損益計算書でございます。経営の状態を示すものでございます。純売上高であります。右側の金額でございます。6,639万8,214円。売上原価が947万6,547円。売上総利益が5,692万1,667円となっております。それから販売費及び一般管理費でございます。経費でございますが、5,682万8,590円。営業利益9万3,077円でございます。その下、営業外収益、それから営業外費用を加えました経常利益が67万9,074円。一番下、当期利益であります。26万7,674円ということになってございます。ページめくっていただきますと販売費及び一般管理費、経費の一覧がございます。右側、株主資本等変動計算書になってございます。お目通しいただければと思えます。

以上です。



◎報告第9号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第24、報告第9号 株式会社季の郷湯ら里の経営状況について報告を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 報告第9号 株式会社季の郷湯ら里の経営状況について。地方自治法第243条の3第2項の規定により報告申し上げます。

めくっていただきますと決算報告書表紙がございます。第16期の決算になります。期間が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間でございます。報告書めくっていただきますと、左側のページに貸借対照表がございます。左側、資産の部でございますが、流動資産7,296万3,712円。中段であります、固定資産209万9,868円。資産の合計であります、左下であります、7,506万3,580円でございます。右が負債の部でございますが、まず流動負債であります、2,279万9,318円。固定負債2,866万1,000円。負債の合計が5,146万318円。純資産の合計2,360万3,262円を加えまして、負債・純資産合計7,506万3,580円でございます。右側のページであります、損益計算書になります。純売上高であります、右側の中段であります。2億4,343万4,417円になります。売上原価であります、2億624万9,173円。売上総利益であります、3,718万5,244円でございます。それから販売費及び一般管理費でございます。3,634万8,533円。その下、営業利益が83万6,711円。それから、その下の営業外収益、営業外費用を加えました経常利益であります、1,261万3,295円。当期純利益であります。一番下であります、1,242万8,295円となっております。ページをめくっていただきますと販売費と一般管理費の明細がございます。右側のページに株主資本等変動計算書がございますので、ご覧をいただきたいというふうに思います。

以上で説明を終わります。



◎報告第10号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第25、報告第10号 南会津地方土地開発公社の経営状況について報告を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 報告第10号 南会津地方土地開発公社の経営状況について説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

一枚めくっていただきまして、左側に貸借対照表、右側に損益計算書がございます。最近、土地開発公社につきましては、大きな動きはございません。この中で、損益計算書で、当期純損失6万9,349円となっております。そして裏側をご覧くださいまして、財産目録と利益金処分計算書。これは6万9,349円のマイナスというふうになってございます。その次のページでキャッシュ・フロー計算書がございますが、その他の事業支出が7万2,000円ありましたので、利息分2,651円を差し引いた6万9,349円部分が減少する部分になりまして、期末残高として773万9,750円となっております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 以上で報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午後1時56分）